

議会運営委員会会議記録

1 日 時 令和8年8月24日（月曜日） 午前10時00分開会 午前10時51分散会

2 場 所 第二委員会室

3 出席委員 東野、田原（洋）、田中、宮島、阿部、中村、保坂の各委員

4 欠席委員 なし

5 委員外議員 古畑議長、松田、渡辺、関原、利根川、和泉、田原（実）の各議員

6 事務局職員 磯貝局長、上野次長

7 本日の会議に付した事件

1 第3回市議会定例会の会期及び日程について

(1) 提出議案

(2) 会期及び日程

2 請願・陳情の付託について

3 委員長報告について

4 糸魚川市議会政治倫理規則第10条に基づく措置について

5 決算審査について

6 令和7年度議会費の決算について

7 付託案件審査

陳情第5号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情

8 その他

8 経過と結果

○東野委員長

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

欠席通告委員はありません。定足数に達しておりますので直ちに会議に入ります。

オブザーバー議員の発言につきましては、委員の発言終了後、項目ごとに1回を基本とし、休憩中に発言の許可を求めてください。

本日の協議題に沿って進めたいと思います。

1 第3回市議会定例会の会期及び日程について

(1) 提出議案

(2) 会期及び日程

○東野委員長

協議題1、第3回市議会定例会の会期及び日程についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝局長

おはようございます。ご説明いたします。

9月定例会の提出議案につきましては、配付の議案書のとおり、令和7年度決算認定が11件、条例の一部改正が3件、令和8年度補正予算が3件の合計17件となっております。このうち、決算認定につきましては、申し合わせにより、本会議初日に特別委員会を設置の上付託、それ以外の議案につきましては、所管の常任委員会に付託の上審査願いたいものであります。

次に、会期及び日程についてですが、会期につきましては、8月31日から9月28日までの29日間といたしたいものであります。

一般質問につきましては、締切りまでに申入れがありましたのは、申出の順番に、田原実議員、渡辺栄一議員、保坂悟議員、宮島宏議員、田原洋子議員、東野恭行議員、阿部裕和議員、和泉克彦議員、近藤新二議員、田中立一議員、松田徳彦議員、中村実議員、加藤康太郎議員、池田七菜議員の14人であり、結果、1日目5人、2日目5人、3日目4人とし、4日目、9月9日は休会といたしたいものであります。

また、9月3日の議会運営委員会につきましては、事前に正副委員長と協議の結果、議会運営についてご協議いただくため、開催する予定といたしておりますので、よろしくお願いいたします。

他の日程につきましては、配付の日程表のとおりです。

なお、今回定例会初日の冒頭に、令和8年熊本地震及び令和8年8月千葉豪雨で犠牲となられた方々のご冥福と、被災地域の復旧復興を願い、議長の進行により、黙とうを捧げることにしておりますので、ご承知おきください。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、会期及び日程についての質疑を終結いたします。

会期及び日程について、そのように進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

2 請願・陳情の付託について

○東野委員長

次に、協議題2、請願・陳情の付託についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝局長

本日までに受理しました請願及び陳情で、本定例会で取り扱うことになるものは、お手元配付の請願第2号、森林環境譲与税を活用した木材搬出作業道等の路網整備に関する請願、陳情第6号、私学助成に関する陳情の2件であり、請願第2号は建設産業常任委員会、陳情第6号は総務文教常任委員会に付託の上、審査願いたいものであります。

説明は以上です。

○東野委員長

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、請願・陳情の付託についての質疑を終結いたします。

請願・陳情の付託について、そのように進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

3 委員長報告について

○東野委員長

続いて協議題3、委員長報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝局長

それではご説明いたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長から、閉会中の所管事項調査について、報告いたしたいとの申出がありますことから、初日の日程事項といたしたいものであります。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

ご質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長報告について、そのように進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

なしと認め、そのように決しました。

4 糸魚川市議会政治倫理規則第10条に基づく措置について

○東野委員長

協議題の4、糸魚川市議会政治倫理規則第10条に基づく措置についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝局長

ご説明いたします。

8月10日、政治倫理審査委員会から議長に対し、審査結果報告書の提出があり、同日付で議長から近藤議員に対し、審査結果報告書の通知を行っております。

その後、近藤議員から議長に対し、8月21日付で意見書の提出がありました。

これを受け、糸魚川市議会政治倫理規則第10条に基づき行う、議長から近藤議員への措置について、議長との協議により、本会議場で報告を行うこととしたいので、定例会初日の日程事項としたいものであります。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

ご質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

糸魚川市議会政治倫理規則第10条に基づく措置について、このように進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

5 決算審査について

○東野委員長

協議題の5、決算審査についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝局長

ご説明いたします。

決算審査につきましては、議長と議会選出監査委員を除く議員16名で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することとなっております。

資料 No. 1 の決算審査特別委員会審査手順をご覧ください。審査につきましては、款ごとをお願いしたいものであります。一般会計では、歳出については款ごとに説明し、項ごとに質疑を行うことといたします。ただし、1款1項につきましては、関係課が多く、説明員が委員会室に入りきらないため、1目から3目まで、4目から5目まで、6目から10目までの三つに分けて質疑を行うことといたします。なお、審査の状況によりましては、委員長の判断で複数の項を一括で質疑する場合がありますので、ご承知おきください。

歳入は全款一括説明し、款ごとに質疑を行うこととします。

特別会計及び企業会計では、会計単位で一括説明、一括質疑とすることといたします。

裏面の審査日程案をご覧ください。

例年同様、3日間で割り振っておりますが、審査が長くなり、日程どおり審査できなかった場合は、残った部分を翌日にスライドして審査願います。なお、3日間で審査が終了しない場合は、予備日を使って審査することとなります。

また、これまでと同様に、災害等への対応に備えたいことから、スライドする部分があったとしても、審査の2日目の最初は、消防費の審査を行うことといたします。

次に、特別委員会の設置についてです。本会議初日に各会計決算の説明、質疑終了後、議長発議で決算審査特別委員会の設置を図っていただきます。正副委員長の互選につきましては、休憩を取り、第二委員会室で行っていただきます。

なお、以前にお話したとおり、今回から予算審査特別委員会と同様に、委員会審査の内容を録画配信いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

決算審査について、そのように進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

6 令和7年度議会費の決算について

○東野委員長

続いて協議題6、令和7年度議会費の決算についてを議題といたします。

説明を求めます。

○磯貝教育長

それではご説明いたします。決算書76、77ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費、1 議会費職員人件費は、議会事務局の一般職員 5 人及び会計年度任用職員 1 人の人件費であります。

次に、6 議会費は、議員報酬、手当、共済会負担金が主なもので、その他につきましても、ほぼ例年同様の支出内容となっております。

なお、76ページの表における、各節の不用額につきましては、3 節職員手当等では、昨年 4 月の選挙において当選された 3 人の新人議員の方には、6 月の期末手当が満額支給されなかったため、残額が出たものであります。

8 節旅費では、委員会の市外調査について、特別委員会の市外調査がなかったこと、また、常任委員会におきましても、日程の縮小などにより減となったことによるものです。10 節需用費では、印刷製本費で、議会だよりのページ数が減少したこと、12 節委託料では、会議録のページ数が減少したことが主な理由であります。18 節負担金補助及び交付金では、政務活動費で改選期のため 4 月 1 か月分の交付申請がなかったこと、各会派及び議員において残金が発生したことによるものであります。

なお、17 節備品購入費は、委員会室用のスタンド付きスピーカーを購入予定でしたが、いろいろと精査をした結果、小型スピーカーを消耗品費で購入し、対応したものであります。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

ご質疑ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件について質疑にとどめ、終了いたします。

7 陳情第 5 号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情

○東野委員長

協議題の 7、陳情第 5 号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情についてを議題といたします。

今までですね、政治倫理審査委員会を立ち上げて審査のほうを行ってまいりました。その後に、議長に 8 月 10 日になりましょうか、審査報告書を提出させていただいております。審査報告の内容は、辞職を勧告する内容で議長に報告させていただいております。

これについて、当委員会に付託となりました、陳情に対しての取扱いについてを協議題としたいと思いますが、委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。

ご意見、ご質疑ございませんか。

○保坂委員

今後のこの取扱いということでよろしいですか。

そうなりますと、多分、初日に議長のほうから議長判断の回答が出てくるわけですが、今の段階ではちょっと何とも言えない状況なんですけど、もし辞職勧告ということであれば、その初日のを受けて、また今度、議会運営委員会の判断として、辞職勧告決議になると、ちょっと日程を置いて、最終日に、もし辞職勧告決議になった場合には、それを提出者、賛成者を選ぶという形で、そういう段取りで、要は最終日にそうなる。

逆に、議長のほうから、そうじゃない別の処分が出たときには、それを受けてまたちょっと協議をして、やるやらないを判断するっていう流れっていう認識なんですけど、皆さんその流れでいいのか、ちょっと確認取っていただきたいと思います。

○東野委員長

今ほど保坂委員のほうからお話ございましたとおり、先ほどから申しあげておりますとおり、議長の本会議での報告を控えた状況でございます。

そういったのも踏まえますと、この24日のこの議会運営委員会の中では、なかなか陳情の取扱い、結論っていうのは、なかなか出にくいのかなっていうのが正直感じておりますところでございます。

そういったのも踏まえて、どういったふうに進めていけばいいかということで、ご意見賜りたいと思います。

現在議長の判断はまだ出ていない、そして政治倫理審査委員会が開催されて、辞職勧告になる結論を出しておりますが、陳情の全てはちょっとクリアできていない状況であることを踏まえて、ご意見を賜ればと思います。

○保坂委員

さっきの話は、それはそれとして、今度、陳情者の希望というか要請は、まずその政倫審の開催っていうことと、あとこの辞職勧告決議を求めるっていうことなので、それに対する回答として、議会運営委員会としては、政倫審を開いているので、きちんと報告できると。あとはやっぱり最終日のときの判断になるのか、その前の本会議前の議運かな、その時点での結論というか、要は議長の判断を受けて、議運の判断として、要は陳情者に対して報告できる形をとらなきゃいけないっていう認識で進めていただきたいと思うんですけど、それでよろしいですか。

○東野委員長

今ほど保坂委員が言ったとおりの進め方がベストなのかなというふうに、私も感じておるところでございます。

そういったところで、皆様いろんなご意見あろうかと思うんですけども。

○宮島委員

政倫審を受けて、その措置に対してですね、近藤議員から意見書が出てますよね。私も読ませていただきまして、その意見書の内容も踏まえて、議運で今後の取扱いを協議すべきだと私は思います。

○保坂委員

今、宮島委員のほうからちょっと、意見書についての取扱いなんですけど、多分、意見書は、あくまでもこれ議長に対しての意見書で、私らがどうのこうのっていうものじゃないのかなっていう認識なんですけど、ちょっとその辺、確認していただきたいと思います。

○東野委員長

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開します。

○古畑議長

この問題について、ちょっと整理をさせていただきたい。

初日に議長案として一つの決断を下すまでの政倫審の報告書と、それから近藤議員本人の意見書が出されてきたと。

この二つが出てきたことにより、私がどういう判断するかっていうのをまだ公表してませんよね。したがって、初日に私の考え方っていうのは、皆さんに示されます。

その考え方は、皆さんの多数決、決議をとるものではありませんので、あくまでも私の考え方を近藤議員に伝える。ここまでの審査の仕方、皆さんから審査をしていただいて、また近藤議員個人に対する考え方みたいなものもあるかと思いますが、この二つは、全てホームページを通じて公開をさせていただいております。したがって、今度は市民のほうの意見も出てくるものであろうと私は考えます。

したがって、今、私の考え方っていうのは非常に流動的です。その中において、より反省を厳しく求めるもの、またもういいじゃないかって擁護を求めるもの、それぞれのご意見が出てくると私は思うんでね。その判断の中でやっていく。

私の判断に対して、今度はもう一個の陳情である、辞職勧告決議案を再度やるべきだって話は、その結論が出て、近藤議員からの、いわゆるその時点で、私が決断をした後の、今度近藤議員の考え方っていうのは、もう一度彼に確認して、それでもう一度皆さんと。

だからこの場合は、非常に仮定の話が多いんでね、ちょっと今のところどうするかっていうのは難しい。初日以降、物語が進行していくんだろーと思います。

○東野委員長

議長おっしゃられたとおり、まだ議長の結論が出ていないということなので、いただいた陳情について、結論が出にくい状況にあるというのは、皆さんご理解いただけたと思います。

○宮島委員

今、議長の措置に対して、近藤議員から、何らかの文章。その部分については、糸魚川市議会の政治倫理規則には特に明示されてない部分なんですよ。再度の意見の申し出とか、それは置いて。分かりました。以上です。

○古畑議長

今の宮島委員の発言によると、議長としては、今言ったように意見書だって結構ですし、それから、弁明する機会ということも、当然本人が欲すればね、与えるべきだと私は思いますね。

その最終的に判断をどうするかというのは、辞職勧告の決議までなんですよ。辞職を強制することもできない。私、何回も言ってきましたけどさあ、そこが非常に難しい。何ていうかな、法律に違反してないとはいえ、やっぱり今の議員の倫理として、ふさわしいかふさわしくないかっていうのを検討していかなくはいけないんで、あくまでもさ、本人の考え方とか、その倫理観とかっていうものに委ねるっていうところがあるんですよ。

全国的にも、その辺の疎通がうまくいかずに、辞職勧告決議案を3回も4回も出されるっていうケースはたくさんあります。世論がどこで鎮静化するかっていう問題もあるんですが、現状においては、なかなか沈静化してこないことから、判断をしていかなくてはならない。それが意見書になるのか、弁明の機会になるのかは、まだ今のところ本当に仮定の話なんで、何とも言えませんが、議長としては、それを何ていんでしょうか、機会を与えていきたいというふうに。

○宮島委員

今議長から、近藤議員の行為は特に法律には違反してないっていうお話がありましたけども、私、公務員の職務専念義務違反になるのかなというふうにずっと思ってたんですよ。それには該当しないっていうことなんですね。それ確認です。

○東野委員長

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

こちらの内容について、ご意見ございませんでしょうか。

○宮島委員

休憩中ですけども、議長とかいろんな委員からお話があつてということを踏まえてですね、私、継続審査ということでもいいかなと思います。

○東野委員長

継続審査というご意見をいただいておりますが、本陳情に関して、継続審査とすることにご異議ございませんでしょうか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

8 その他

○東野委員長

次に、協議題の8、その他でございます。

まず、事務局からございますか。

○磯貝局長

それでは一点お願いいたします。

全国市議会議長会、九州市議会議長会の連名により、令和8年熊本地震に対する義援金について、支援及び協力の依頼がきております。

過去の例では、令和元年の台風19号、東日本台風の被害に対して、義援金として、議員お一人1万円のご協力をいただいております。このことについて、こういった対応をされるか、ご協議をいただきたいものであります。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

○中村委員

寄附行為にあたらなければ、ぜひやっていただきたいと思います。

○保坂委員

私も、熊本に関しては、10年前にも被災して、また今回もということで、特にシンボリックな、熊本城の石垣の崩れであるとか、本当にまだ完璧に回復しない中で、こういったことがあったので、気持ちとしては応援したいということで、一人1万円ということなので、ぜひ協力していったほうがいいんじゃないかという意見であります。

○古畑議長

あくまでもね、募金でございます。1万円を目途に協力されたいかがかということを提案します。金額につきましては、また皆さんのご意見の中で決めていただきたい。そのように思います。

○阿部委員

今までの糸魚川市議会の中でも、1万円という金額が提案あったことで、歴史を見ますと、糸魚川大火が、市議会から手を差し伸べてもらったかっていうのは、ちょっと私は理解してないん

ですけれども、糸魚川も全国から助けていただいたっていう背景ありますので、私は1万円、皆さんで諮っていただいたらですけれども、1万円、気持ちを出したいというふうに思っております。

○東野委員長

この徴収の仕方といいますか、集め方っていいですか、それは今までどのようにやられてきたのかも踏まえて、ちょっと教えていただければと思います。

○磯貝局長

今回、もし、例えば今日、もしくは次回9月の最初の議会運営委員会で決めていただければ、私どもとすれば、事務的には9月の議員報酬から引かせていただいて、全国市議会議長会への送金する期限が10月9日ということでお聞きしておりますので、もしそういった形で対応いただくということであれば、今、9月報酬での引き落としっていう形でさせていただこうかなというふうに、事務局では考えております。

○古畑議長

あと先ほど言われたさあ、寄附行為にあたるかあたらないかっていうことについても、解説してください。

○磯貝局長

申し訳ございません。

近いところでは、令和6年に能登半島地震がございました。その際は、やはりあの地震において、糸魚川市も被災地ということになっておりました。それによって、こういう義援金を出すと、それが糸魚川市に戻ってくる可能性があるということで、糸魚川市議会では、寄附行為にあたる可能性があるということで、そのときはこういった義援金はやっていません。

ただ、今回のものは、被災地が熊本ということで、こういった地域住民に戻ってくるというものではないので、今回のものは寄附行為にあたらないということで、判断させていただいております。

○古畑議長

議長経験者ですから十分知ってお尋ねなんだろうと思いますが、選挙区の中における寄附行為だとかそういうものは、全て贈収賄、寄付行為の禁止にあたりますので、駄目だと。

ただ、今回の場合は、今言ってるように、地元に対して還元してくるものではないので、寄附行為に当たらないということでございます。

○宮島委員

今回、議長会の要請で、こういう義援金をお出しすると。

今回、議会の初日にですね、議長の発案だと思うんですけれども、千葉豪雨に対しても黙とういたしますよね。その千葉豪雨に対する義援金というのは、今回の件では入ってないわけですが、それも今後、議長会からの要請があったら、市議会として検討すると、そういうことですね。自発的にはやらないと。分かりました。

○東野委員長

宮島委員おっしゃったとおり、千葉の豪雨についても、義援金のそういう、議長会からまた依頼がある可能性は、なきにしもあらずで、ある可能性もあるってことですね。

○磯貝局長

今回の被害状況を見ますと、非常に大きな災害となっております。同じようにですね、全国市議会議長会を通じてくるものと、今のところは考えておりますけれども、それがもしこないということであれば、またこの議会内部で、ご検討いただくってということもあるのかもしれない。

私どもとすれば、近いうちにくるのではないかなというふうに思っておりますが、きましたら、また改めてご案内させていただきたいというふうに考えております。

○東野委員長

これからちょっと先大事なことになるんですけど、先ほど議長がおっしゃられたとおり、これは強制ではなく、志ある方についてはやっってくださいっていうお話だったんですけども、そういう意味では、議員皆さんの意向を確認した上で、徴収させていただくっていう形をとったほうがいいのか、今までどうだったかっていうところもちょっと踏まえると、どういう方法で進めればいいのか。

○磯貝局長

大変申し訳ありません。私のほうからそういう、どういうやり方でっていうところまで申し上げるのは、差し出がましい部分があるのかなと思いますが、どういった形でも、議会でこういうふうに対応するよっていうことでお決めいただければ、もし申出制ってことであれば、そのように私どものほうで、意向を確認させていただいた上で対応させていただきますし、お決めいただいた内容に基づいて、私どもは対応させていただきたいと思います。

○東野委員長

その集め方についてですけども、もう今日のうちに、そういう意味では決めてしまいたいと思いますが。

○磯貝局長

先ほどもお話ししましたが、もし今日、また持ち帰って、またいろんなお話を確認してっていうことであれば、次回、9月3日の議会運営委員会も予定されておりますので、結論をお出しいただくのは、そのときでもいいかなと思います。

○東野委員長

持ち帰りということによろしいですかね。

○中村委員

初日に決算審査の特別委員会の集まりがあると思うんで、今日、できればこれ、なからの方向を決めておいて、監査と議長がいらっしやらないんですけど、あと全員いるもんだから、そこでこういう方向に決まったんですけどっていうふうに、投げかけしてもらえれば、面倒くさくないかなっていう。

松尾さんと議長には別で、議長はいるからあれですけど、あと松尾には、こういう話がありましたよっていうことで話してもらえれば、そこで決まるかと思うんですよ。いかがでしょう。

○古畑議長

委員長ね、要は、募金をするかしないかだけを決めればいいんだよ。実際、寄附をするかしないかは、議員個々の判断で、もちろん今言うようにやりますんで、ご協力くださいませんかという

のは、各会派及び1人会派の皆さんにお願いをしておく。要は、事務局もそうなんだけど、その意思の確認をどうすればよろしいんですかって。嫌な人はね、チャットで寄附しませんと入れるか、寄附に同意しますってさ、同意してくれる方は、そこに名前を残しちゃったほうがいいかなと、チャットがいろいろかなと。強制にならないように、あくまでも自発的なものですよってということなんで、その確認としてね、みんなの前で顔を出すと、お前出さないのかとか何かになっちゃうからね、そういうことも含めて、ネットかなんかのほうがいいかなと思いますよ。

○東野委員長

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど休憩中お話にございましたが、義援金については、糸魚川市議会として行う方向で、それで集める方法といたしましては、議長名でご案内を出させていただいて、意向確認の下、その意向に返事する形で給料の天引きにしていくという形。このように進めたいと思いますがご異議ございませんか。

○宮島委員

確認です。すいません。

議員全員に対する LoGo チャットだと、返事した人は誰かって分かりますよね。それだとあいつは参加しなかったってのが分かっちゃうんで、よろしくないんじゃないでしょうか。細かいことですけど。

○磯貝局長

今、LoGo チャット一斉配信だと、そういうことがありますので、LoGo チャットでやるのであれば、個別にやるか、また、タブレットメール等も使わせていただくのか、そこら辺ちょっとやり方もですね、少し整理をさせていただいて、こちらからお送りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○東野委員長

その配信について、今ほど宮島委員からご意見ございましたので、個別に何らかの方法で、情報が行き届いて、反応するように対応したいと思います。

そのように進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

その他の部分、他ございますでしょうか。
暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。
委員の皆様から、他ないでしょうか。

○宮島委員

本年度の予算で、タブレットの更新というのが確かあったかと思うんですが、その機種選定とか、いつ納入してもらおうとか、その辺の進み具合、どうでしょうか。

○上野次長

今年度予算要求ありまして、現実には実際作業を進めております。
機種は今現在と同様な形で進めておりまして、ちょっと時間かかっているんですけども、進めております。

○東野委員長

他、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ないようですので、8その他を終結いたします。
以上で本日の協議題は全て終了しました。
本日は議会運営についての協議題は用意しておりませんが、9月3日に2常任委員会制や、市外調査等の項目で行いたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
本日の委員長報告については口頭報告とし、文案については正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。
2常任委員会制についてでございますが、皆さん、なかなか前に進んでない状況が正直なところでございます。
そういった中で、ご自身の案を持った上で3日に臨んでいただきたい、そのように思っております。

市外調査についても同様でございます。どこか行きたいところを、調査してみたいという場所がございましたら、3日までにその内容をお持ちいただいて、委員会に臨んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長